

平成20年度川口市議会の政務調査費に関する住民監査請求の結果について

川口市民オンブズマン・代表 村松幹雄

ごあいさつ

平素より、川口市に関する各種報道活動にご尽力頂き、心より感謝申し上げます。

標記の件、当会では去る5月18日(火)に川口市監査委員宛に、平成20年度川口市議会の政務調査費に関する監査請求書を提出させていただきました。

7月17日(土)に川口市監査委員より監査結果を郵送で受領しましたので、監査結果についての概要と当会の所見をご案内します。

監査請求の結果について

下記のとおり、川口市監査委員が勧告しました返還金額は、331,129円になりました。

監査結果金額(単位:円)

	川口市民オンブズマン 監査請求金額	監査委員確認 監査対象金額	監査委員 返還勧告金額
議員個人として39名分	43,951,619	43,053,852	259,732
自民党	162,156	152,125	55,650
公明党	46,050	46,050	0
共産党	1,295,425	1,120,339	15,747
合計	45,455,250	44,372,366	331,129

民主党は会派として政務調査費を使用していません。

監査請求書金額については当初の請求金額より一部修正となりました。

監査請求の結果についての当会の所見

今回の監査結果に関する当会の所見は別紙のとおりになります。

その他

別紙

「監査請求に係る結果」に対する所見

当会の活動の詳細については当会HP、または以下の問合せ先までご連絡ください。

〒333-0821 川口市東内野 56-33 電話:048-295-0580

kawaguchi.citizen.ombudsman@tcat.ne.jp <http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp>

以上

2010年7月28日
川口市民オンブズマン

「監査請求に係る結果」に対する所見

当会会員ら3名が2008年度政務調査費の支出(約7,100万円)について不適切な支出(約4,500万円)の返還を求める監査請求を行ったが、監査委員は約33万円の支出を不適切と認めるに止まった。この監査結果の主たる項目について以下のとおり所見を述べる。

1、「住民監査請求に係る結果について(通知)」(以後通知という)について

通知の17頁、5意見の内容は本件監査請求で求めた法、条例などの解釈及び実施について具体的に言及したものであり評価されるべきものである。

本件は政務調査費に関する情報公開実施以後初めての監査請求であり、その調査により公金の扱いとして杜撰な面があることが明らかになった。今後は通知の5意見を真摯に受け止め、条例以下を修正し、これに基づき適正な支出が行われるよう望むものである。

2、個別の監査結果について以下のとおり請求人の判断を記す

1、公金の支出に対する受領証(書)に対する判断。

一般社会での領収証は、税務調査や監査などの第三者への説明資料として必要であり事実を証明するためものとして領収証の要件である支払いの相手先名、品名、支払日、支払金額、発行者名などが必要である。

今回、議員らが提出したレシートは、そのレシート自体に、発行元名、発行日付、商品名、数量、合計金額、などの記載はあるが「宛名」の記載がないものが多く、単なる計算書として発行されたものが多く提出されている。このレシートは説明資料として不適切である。

但しレジスターによっては、レシートであっても相手先名、商品名、数量、金額、発行日付、発行元名などが記載されるものがあり、領収証としての要件を満たし税務上もこれを認め不適切では無い。

「上様」と記載された領収証

宛名が「上様」となっている領収証は宛名が氏名ではなく、他人が受領したものである可能性を否定できないから公金支出の領収証としては不適切である。

今回、監査委員の判断として此の「単なる計算書として発行されたレシート」「宛先のない領収証」又は「上様」と記載された領収証を認めているが、領収証は公金の支出に際し受領証書であることのみならず公金の支出を裏付ける重要書類であることを認識するべきである。

一般的な要件として「宛名、日付、金額、内容、金額、発行者」の記載がない領収証は認めるべきではなく、公金の支出に対する領収証と認めることは不適切な判断である。

具体例として監査委員はパソコン購入費、書籍、タクシー代などの一般的な支出に関して宛名の無いレシート提出を認めたが「公金の支出」である限りこれを認めるべきではない。

2、研究研修費、調査旅費に対する判断

今回監査請求の対象とした研究研修費及び調査旅費支出対象の殆どは研修会、視察などの名目であるが実質は市政に対する専門的な知識を得るために有用とまではいえない又は市政に関する研修ではないものが多い。川口市議会政務調査費の交付に関する条例、第6条には「会派又は議員は、政務調査費を別に定める用途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」とある。公金の支出に関する条例の解釈に拡大解釈があってはならない筈である。

通知、16頁、**2 判断基準** (1)基本方針に示された内容は理解できる。しかし本件請求人が指摘しているのはその内容説明(具体的な研究研修内容、調査内容、必要性など)が示されず、更には報告書も無い事である。

個表に断片的に記された事項をもって議員の裁量の範囲とすることは説明に無理があり不合理である。

東京又は川口で調査可能な事を地方に行き研究調査をしたとすること、北海道の会議に参加し別設定のツアーに参加すること、河津桜満開の頃に河津桜の視察に行く、などは「議員の裁量の範囲」とされても市民感覚では理解できない。

嘗て川口市の「視察研修」(『全市合同特別町会長会議』)について監査請求を行い「市長に付与されている裁量権を逸脱したものと認められない」との監査委員の判断があったが、これを不服として住民訴訟を提起し地裁、高裁ともに請求人らが勝訴した。

監査委員の言う「議員の裁量の範囲」は拘束されない広範な範囲におけるものではなく、通知、16頁 **2 判断基準** (1)基本方針に示された内容を十分に意識し、用途基準および基準の精神に従った支出とならなければ正しい「議員の裁量の範囲」とはならない。

今回の監査委員の判断で「議員の裁量の範囲」とされた事例には前述の如く、内容説明(具体的な研究研修内容、調査内容、必要性等)が示されず、更には報告書も無い事例が殆どであり、支出を認めたことは理解できない判断である。

3、結論

今回の監査請求の各会派、各議員についての項目別の監査結果についての意見は省略するが請求人の基本的な主張に変更は無い。また本件通知を踏まえ住民訴訟を検討中である。

今後は会派、議員、市関連部署が通知、17頁 **5 意見** を真摯に受け止め納税者、一般市民が理解できる支出がなされ、より良い市政が行われるよう願っている。